

## 第1章 本事業の概要と目的

製造業における請負事業、いわゆる製造請負事業は、主として製造業の生産現場においてユーザー企業（発注者）から業務の一部を請け負い、事業を行うアウトソーシングの一形態であるが、近年多くの製造業の企業において採用され、今やわが国の物づくりの現場において重要な一翼を担うまでになっている。また、将来的にも製造業の更なる発展を図っていくためには製造請負事業のさらなる活躍と発展が期待されている。そして、雇用の分野についてみると、製造請負事業に従事する労働者（いわゆる請負労働者）は100万人近くに上るものとも見られ、これら労働者の適正な労働条件を確保し、健康で働き甲斐のある職場環境を整備することは製造請負業界のみならず、国政上の大きな課題となっている。

さて、製造業における請負業界の現状についてみると、賃金、雇用、能力開発、福利厚生等の面において種々問題が指摘され、これら問題についての早急な改善が求められている状況にある。いわゆる偽装請負の問題をはじめとする労働者派遣法等の労働関係法令違反、労働条件や処遇の改善の必要性、これらの職場で働く労働者のキャリア展開の道筋が明らかでない等、課題の改善と解決が求められている。

そこで、本事業はこれらの問題の改善を図るため、平成19年6月に策定された製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知、啓発を行うこととした。また、本事業の実施期間は平成19年8月1日から平成20年3月31日の8ヶ月である。

具体的には、ガイドラインの解説及びチェックシートの活用のためのセミナーを、全国7ブロック（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）において7回の開催を行い、製造請負事業者、製造請負を利用している者又は利用しようとする者に対しガイドラインの解説、チェックシートの活用及びこれらを活用した、具体的取り組みについて事例発表を行うこととした。

さらに、ガイドライン及びチェックシートの活用に基づいた、雇用管理の改善及び適正化の促進に資する就業条件等の改善のための措置などを行うモデル事業として5事業所を選定し、行動計画を策定し実施することとした。

これら各事業を円滑かつ積極的な推進を図るため、製造請負事業改善推進協議会を設置し協議を執行し、その構成委員として学識者、請負事業主団体関係者及び製造業団体関係者を選定した。本事業の実施により、製造請負事業を行う事業者（請負事業主及び発注者）がさらにお互い協力して、各種問題点や課題に取り組んでいくための道標となって、雇用管理等の改善に具体的に取組むことで、請負労働者の労働条件が改善され、将来のキャリア展開の道筋がしっかり見据えられることが期待される。

## 第3章 モデル事業の取組みのまとめ

### 1. 概要

#### (1) モデル事業の概要と目的

前章で述べたように、協議会では、『製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主／発注者が講ずべき措置に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」とそのチェックシート（以下、「チェックシート」）周知させるためのセミナーを実施した。現状では、ガイドラインとチェックシートで求められている内容に沿った製造請負を実施するためには、多くの部分で状況改善を必要とする請負事業主・発注者が少なくないものと思われる。したがって、ガイドラインとチェックシートの内容をいかにして実現していくかということに関するノウハウを、請負事業主・発注者に広く普及させる取組みが求められる。

ガイドラインとチェックシートを、実際の現場においてより有効に活用され、製造請負の雇用管理の改善と適正化の推進に資するものにするためには、請負事業主及び発注者が参考事例として活用できる、実際の取組み事例が必要と思われる。そこで本事業では、わが国の製造請負の活用モデルとして役立たせるために、モデル事業所を選定し、実際にガイドライン・チェックシートの趣旨に沿った雇用管理の改善・適正化に取り組む、その成果をとりまとめてモデルケースとして報告することにした。実際の製造請負の現場における具体的な取組み内容とその成果を示すことで、取組み上、有効な施策や課題が明らかになり、わが国の多くの請負事業主・発注者が雇用管理の改善と適正化を進めるための参考資料になるものと思われる。

個々のモデル事業ではまず基本体制として、発注者・請負事業主双方が参加する委員会を設置した。そして、チェックシートを用いて請負の状況に関する現状分析を行い、モデル事業における取組み事項を決定した。取組み内容によっては、別途、モデル事業所の従業員に対するヒアリングやアンケートを任意で実施した。

そして、決定された取組み事項に基づいてモデル事業計画を策定し、「取組活動計画書」として事務局に提出した後、各モデル事業所にて取組みを実施した。取組み開始後2ヶ月を経過した日から10日以内に、各モデル事業所は進捗状況と課題などについてまとめた中間報告書を作成し、事務局に提出した。提出された計画書と中間報告書に基づき、各モデル事業所に対して事務局がヒアリングを実施し、取組み状況の把握を行った。そして、ヒアリング結果とその後提出された最終報告書に基づき、モデル事業の推進結果の最終的な把握を行った。モデル事業の推進にあたり、事務局はモデル事業所に対して必要な支援を行った。

## (2) 5事業所の選定にいたる経緯と背景

モデル5事業所の選定にあたっては、まず協議会参加団体（JSLA、JMOA、COK、部工会、電経連）の傘下企業に対し、モデル事業の周知を行うとともに、参加企業を募集した。

その後、応募企業に対してヒアリングを実施し、「特に改善したい問題点」「請負事業主、発注者の意向」を確認し、モデル事業の実施が可能な体制であるかどうかを判断した。その際、取組み事項に偏りがないよう、協議会にて協議のうえ選定することとした。

なお、応募企業が2社以上の請負事業主を活用している場合は、当該他方の請負事業主に対しても協力を依頼した。協力が得られなかった場合は、差別的な取扱いをしないことを条件に選定を行った。モデル事業への取組みは請負事業主、発注者双方で参加するものとするが、具体的な措置の内容は、そのいずれかが行うものであってもよいという前提の下で選定を進めた。

そして、最終的にモデル事業への参画企業としての的確である5事業所を選定した。本報告書では、5つのモデル事業所を事業所A、事業所B、事業所C、事業所D、事業所Eと呼ぶ。事業所Dの発注者はTCM株式会社、請負事業主は株式会社平山である。